



しべつ 商工

今月のまちフォト 士別神社紅葉

第368号
(令和3年11月発行)

発行 士別商工会議所
〒095-0022 士別市西2条5丁目
TEL(0165)23-2144
FAX(0165)23-5417
http://www.shibetsu.ne.jp/shibetsuCCI/
E-mail shibecci@seagreen.ocn.ne.jp
印刷所 北海道北日報社



鈴木会頭挨拶



ラブ士別・バイ士別運動



創業120年以上代表 宗教法人 士別神社



創業110年以上代表 有限会社 今井家具店



創業100年以上代表 大野土建株式会社

創立七〇周年事業
永年継続経営企業表彰
記念品伝達式開催

当所は昭和二十六年五月一日(通商産業大臣認可)創立以来、令和三年五月一日で七〇周年を迎えることになりました。これも会員の皆様のご協力とご支援の賜物と衷心より感謝申し上げます。当所では、これを機に七〇周年記念事業の一環として、永年継続経営企業記念品伝達式を十月十五日、士別グランドホテルに於いて開催し、創業七〇年以上の八十七事業所へ記念品を贈呈致しました。

鈴木会頭は、「昭和、平成、令和と変遷を重ねる中、商工業の振興発展に多大な尽力を頂いた歴代会頭、役員、議員、多くの職員の支援で今日を迎えることができた。少子高齢化、歯止めのない人口減少とこれに伴う担い手不足、さらに追い打ちをかけるコロナ禍で大変厳しい環境だ。次世代のためにしっかりとした体制を残していかなければならない。七〇周年の目標である『未来への継承』のため、会員の皆さまや諸団体、近隣と連携しながら、地域事業所の発展のため努力していく」と挨拶を述べました。

市内金融機関へ要請
最大限柔軟な資金融資を

十一月九日、市内金融機関三行に対し、新型コロナウイルス感染症の影響で業績・資金繰りが悪化し極めて厳しい経営状況に晒されていることから、地元中小・小規模事業者への最大限柔軟な資金融資支援について鈴木会頭から要請書を手渡しました。

要請内容は次の通りです。

▼新型コロナウイルス感染症の事業者への影響が深刻化しているところに鑑み、改めて事業者の業況を積極的に把握し、特に「借換えや組み換え等」の資金繰り相談に丁寧かつ親身に対応頂き、事業所のニーズに応じたきめ細かなご支援で最大限柔軟な資金繰り支援をお願いしたい。

▼既往債務の条件変更については、実情に応じた「返済期間・措置期間」の延長等を提案するなど、「返済猶予」等の柔軟な対応をお願いしたい。

この研修会は、平成二十九年度から、地元会員企業の取組みについて学ぶため、当所役員・議員での研修会の一環として、実施をしています。

今年度は去る十月十九日に「合同会社OMEGAファーマーズ(武徳町四十四線東七)」にて視察研修会を開催いたしました。

研修では、オメガ系オイル原料の「亜麻仁(あまに)」「荏胡麻(えごま)」「菜種(なたね)」を栽培する生産者たちが自ら、生産・加工・販売を行おうと令和元年五月に設立した合同会社の説明を受けました。

北海道の各地で原料の栽培・収穫を行い、自社工場のある士別市で搾油を行い、徹底した生産管理と品質管理のもと、低温搾法によって精製された、

農商工連携事業
地元企業視察
研修会を開催



士別商工会議所では、地域の基幹産業である農林水産業・商業・工業等の産業間の連携を強化し、その相乗効果を地域活性化に繋げることを課題としています。

自社工場による「極めて純度が高く、栄養価の高い希少な国産オメガ系オイル」の工場を視察しました。

参加した役員・議員は、各担当者からの説明に熱心に耳を傾け、製造工程での質問も多く見受けられました。(左記写真)

今後、士別市が抱える課題解決へ向け、地元企業研修会をはじめとする農商工連携事業を展開してまいります。



▼事業者の実情に応じた、条件変更し止まらない「経営改善・事業再生支援」や政府系支援施策も活用した「事業再生・転換支援等」も活用し地域企業のニーズに応じた人材紹介や事業承継支援などの取組みを積極的にお願いしたい。

金融・経営・税務・その他各種相談 ~お気軽にご相談下さい~

業務改善助成金・働き方改革推進支援助成金セミナー

インボイス制度対策セミナー開催

九月六日、士別商工会館に於いてセミナーと個別相談会を開催しました。本年、八月から業務改善助成金の対象条件が拡大となり、内容の変更が行われ、助成金の活用が進み、正規、非正規間の格差のない、魅力ある職場づくりの為に働き方改革についての北海道働き方改革推進支援センターから社会保険労務士の望月英詞氏を講師に招きました。

九月二十一日、士別商工会館に於いてセミナーを開催致しました。講師には税理士法人神田税理士事務所、税理士神田将吾氏を招き、令和五年十月から開始される適格請求書等保存方式（インボイス制度）について登録申請手続きや適格請求書の作成方法等についてご説明を頂きました。

説明会終了後は、個別相談会も開催し、各相談内容について詳細を聞き取るなど、業務内での課題の解決に向け、講師と面談を行いました。

【申請期限】令和五年十月一日から適格請求書発行事業者になるためには原則として令和五年三月三十一日までに申請書を提出する必要があります。



セミナーの様子



※令和三年十月一日から申請の受付が開始されております。ご不明な点がございましたら、お早めに当所までご相談ください。

法人会・青色申告会 税を考える週間座談会

名寄地方法人会士別支部（青木勲会長）と士別青色申告会（中川道夫会長）が主催する「座談会」が十一月十七日、士別グランドホテルに於いて開催されました。税を考える週間は毎年十一月十一日から十一月十七日までとされており、税の役割や公正・公平な課税と徴収の実現に向けた庁局署の取り組みについて紹介するものとなっております。テーマは昨年「引き続き「暮らしを支える税」となっております」。

「感謝状」授領

十月十二日、中小企業基盤整備機構北海道支部より、令和二年度小規模企業共済制度加入促進に貢献した企業として、「感謝状」を授与しました。

小規模企業共済制度は、国が作った経営者のための退職金制度です。個人事業主・共同経営者・会社役員で、雇用されている従業員数によって判断されます。詳細につきましては当所までご連絡ください。

業況天気図	8月期	9月期	令和3年10月期～12月期見直し
建設業			
製造業			
小売業			
大型店			
サービス業			
金融業			

好転
 不変
 悪化



ラブ士別・バイ士別運動

「お買い物は地元で」

新規会員のご紹介
ご入会ありがとうございます（敬称略）

事業所名	(公財)産業雇用安定センター北海道事務所	久保林建	スナックプリンセス
代表者	玉置 靖	久保 友和	木下 久子
住所	札幌市中央区北1条西2丁目	上士別町13線西	東1条5丁目
部会	理財サービス	建設	観光サービス

美穂のつぶやき
@mihotsubucci
士別市 フォロー24 フォロワー24

ご冥福をお祈り申し上げます

永年に亘り、当商工会議所にご指導、ご尽力を頂きました。

ここに謹んでお悔やみを申し上げ、心からご冥福をお祈り申し上げます。

高橋 昭市様
高橋豊店 代表
十月四日逝去

五十嵐 正三様
株式会社五十嵐組 名誉会長
十月四日逝去

士別市新年交礼会の御案内

令和4年の輝かしき年のはじめに「士別市新年交礼会」を下記のとおり開催いたします。

会員の皆様、多数のご参加をお待ちしております。

【日時】 令和4年1月5日(水) 午前11時～午前11時30分

【場所】 士別グランドホテル(東3条6丁目)

【会費】 無料(会食はございません)

○事前申込みはございませんので、当日会場受付で**名刺の提出**又は名簿の記入をお願い致します。

○参加者は、マスクの着用並びに受付時の検温・手指の消毒にご協力をお願い致します。

○12月28日時点で、緊急事態宣言の発令や市内感染者の発生等で**開催中止**となる場合がございます。

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援金

【月次支援金】 (主体：国)	【緊急事態措置協力支援金 (8～9月分・9月分)】 (主体：道)	【道特別支援金A・B・C】 (主体：道)
<p>○給付対象 下記の2つの要件をどちらも満たせば業種・地域を問わず給付対象となります。</p> <p>①飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けていること</p> <p>②対象月の売上が、2019年または2020年の同月より50%以上減少していること</p> <p>○給付額 中小法人等 上限20万円/月 個人事業者等 上限10万円/月</p> <p>○申請期限 令和3年11月30日(火)</p> <p>※登録確認機関(士別商工会議所※会員に限る)の事前確認が必要となりますのでお早めにご連絡を下さい。</p> <p>○申請方法 ①月次支援金ホームページの仮登録画面にてIDを発番 ②必要書類を準備し登録確認機関(当所)にて事前確認(11月25日(木)まで) ③月次支援金ホームページからマイページにアクセスし必要情報を入力して申請 ※当所会員限定で申請サポートを致します。</p>	<p>○対象施設 飲食店、遊興施設、結婚式場</p> <p>○要請期間 令和3年8月27日(金)～9月12日(日)まで(17日間)…8～9月分 9月13日(月)～9月30日(木)まで(18日間)…9月分</p> <p>○要請内容 ①営業時間 5時から20時までとする ②酒類の提供 一定の要件を満たす店舗においては11時から19時30分まで(8～9月分は19時まで)とする ③業種別ガイドラインを遵守すること ④飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない</p> <p>○支給金額 (中小企業・個人事業者) 1店舗1日当たりの売上高に応じて、1店舗ごとに2.5万円～7.5万円/日 または1店舗1日当たりの売上高の減少額に応じて、1店舗毎に最大20万円/日(大企業) 1店舗1日あたりの売上高の減少額に応じて、1店舗毎に最大20万円/日</p> <p>○申請期限 令和3年11月30日(火) ※消印有効</p>	<p>○対象要件 ①時短対象飲食店等との取引がある事業者または外出・往來の自粛要請等による影響を受けた事業者(支援金A・B・C共通)</p> <p>②対象期間 (支援金A) 令和2年11月～令和3年3月のいずれかの月 (支援金B) 令和3年4月～令和3年7月のいずれかの月 (支援金C) 令和3年8月～令和3年9月のいずれかの月</p> <p>③売上減少率(前年または前々年同月比で) (支援金A) 50%以上減少 (支援金B) 30%～50%未満 (支援金C) 30%～50%未満</p> <p>○給付額 (支援金A) 中小法人等 20万円 個人事業者 10万円 (支援金B) 中小法人等 10万円 個人事業者 5万円 (支援金C) 中小法人等 20万円 個人事業者 10万円</p> <p>○申請期限 令和4年1月31日(月) ※消印有効(支援金A・B・C共通)</p> <p>※国の一時支援金・月次支援金並びに緊急事態措置協力支援金との重複受給不可</p>